

公益社団法人茨木市シルバー人材センター特定個人情報事務取扱規程

制定 平成 28 年 1 月 22 日

最新施行平成 28 年 1 月 22 日

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)に基づき、公益社団法人茨木市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の特定個人情報の事務取扱を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、この規程における用語は、他に特段の定めがない限り番号法その他の関係法令の定めによる。

- (1) 個人情報 個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。
- (2) 個人番号 番号法の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されたものをいう。
- (3) 特定個人情報 個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 個人番号をその内容に含む個人情報のファイルをいう。
- (5) 保有個人データ センターが、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する特定個人情報であって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして個人情報保護法施行令で定めるもの又は 6 か月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
- (6) 個人番号利用事務 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等が番号法の規定により保有する特定個人情報を必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (7) 個人番号関係事務 番号法の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (8) 個人番号利用事務実施者 個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (9) 個人番号関係事務実施者 個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (10) 役職員 センターの組織内にあつて業務に従事している者をいい、雇用関係にある

者のみならず、センターとの間に雇用関係にない者を含む。

- (11) 事務取扱担当者 センター内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (12) 管理区域 特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域をいう。
- (13) 取扱区域 特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(特定個人情報基本方針)

第3条 センターにおける特定個人情報の適正な取り扱いを確保するため、特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針を定める。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第4条 センターが個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

- (1) 役職員に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務、労働保険関係事務及び厚生年金基金事務
- (2) 役職員以外の個人に係る報酬等の源泉徴収事務
- (3) 前各号のほか法令で規定されている事務

(取り扱う特定個人情報の範囲)

第5条 前条においてセンターが個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は次のとおりとする。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から、番号法第16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し
- (2) センターが税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え
- (3) センターが法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等
- (4) その他個人番号と関連付けて保存される情報

2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は、第6条第1項に規定する事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 組織的安全管理措置・人的安全管理措置

(組織体制)

第6条 事務取扱担当者は理事長が指名する。事務取扱担当者のうち1名を事務取扱責任者とする。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

3 事務取扱担当者を変更する場合、理事長は新たに事務取扱担当者となる者を指名する

ものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当者となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第7条 センターは、特定個人情報がこの規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(研修)

第8条 センターは、事務取扱担当者にこの規程を遵守させるための研修を行う。

(取扱状況・運用状況の記録)

第9条 事務取扱担当者は、次の特定個人情報の取扱い状況を記録し、保存するものとする。

- (1) 特定個人情報の入手日
- (2) 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の作成日
- (3) 源泉徴収票等の本人への交付日
- (4) 源泉徴収票・支払調書等の法定調書の税務署等行政機関等への提出日
- (5) 特定個人情報の廃棄日

(情報漏えい事案等への対応)

第10条 事務取扱担当者は、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、理事長に直ちに報告する。

(取扱状況の確認手段)

第11条 理事長は、特定個人情報の取扱状況について、1年に1回以上の頻度で確認を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報を取り扱う区域の管理)

第12条 センターは管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い次の措置を講じる。

- (1) 管理区域 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。
- (2) 取扱区域 事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

(機器及び電子媒体等の盗難等防止)

第13条 センターは管理区域及び取扱区域における特定個人情報を取扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 特定個人情報を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。また特定個人情報ファイルを取扱う情報システム機器で運用する場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第 14 条 センターは特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等の持出しは、次に掲げる場合を除き禁止する。

- (1) 個人番号関係事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- (2) 行政機関等への法定調書の提出等、センターが実施する個人番号関係事務に関して個人番号利用事務実施者に対しデータ又は書類を提出する場合

2 事務取扱担当者は、特定個人情報が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し鞆に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講ずるものとする。

(機器及び電子媒体等の廃棄)

第 15 条 事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報を取り扱う機器及び電子媒体等を廃棄する場合は、適切な措置を講ずるものとする。

第 3 節 技術的安全管理措置

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

第 16 条 センターにおける特定個人情報へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は次のとおりとする。

- (1) 特定個人情報を取り扱う機器を特定し、事務取扱担当者がその機器を取り扱う。
- (2) 事務取扱担当者が、特定個人情報を取り扱う情報システムを取り扱う。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第 17 条 センターは、外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアに対し、情報システムを保護するために適切な措置を講ずるものとする。

(情報漏えいの防止)

第 18 条 センターは、インターネット等により外部に接続する場合、通信経路及び情報システムに保存されている特定個人情報の情報漏えい等を防止するために適切な措置を講ずるものとする。

第 3 章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の適正な取得)

第 19 条 センターは、特定個人情報の取得を適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(特定個人情報の利用目的)

第 20 条 センターが、役職員又は役職員以外の個人から取得する特定個人情報の利用目的は、第 4 条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報の利用目的の通知等)

第 21 条 センターは、特定個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければなら

ない。

- 2 センターは、利用目的の変更をする場合、当初の利用目的と関連性を有すると認められる範囲内で利用目的を変更することができる。この場合、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができる。

(個人番号の提供の要求)

第 22 条 センターは、第 4 条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができる。

(個人番号の提供を求める時期)

第 23 条 センターは、第 4 条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

- 2 前項にかかわらず、個人番号関係事務の発生が予想される場合には、個人番号の提供を求めることができる。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第 24 条 センターは、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合に限り、特定個人情報の提供を求めることができる。

(特定個人情報の収集制限)

第 25 条 センターは第 4 条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第 26 条 センターは番号法第 16 条に定める各方法により、役職員又は役職員以外の個人の個人番号の確認及び当該人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同条に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

第 4 章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第 27 条 センターは、第 20 条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

- 2 センターは、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 28 条 センターが特定個人情報ファイルを作成するのは、第 4 条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合を除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の確保)

第29条 事務取扱担当者は、特定個人情報を、第20条に掲げる利用目的の範囲内において、最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第30条 センターは、個人情報保護法第24条第1項に基づき、特定個人情報に係る保有個人データに関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第31条 センターは、第4条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 センターは、所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払調書を作成するシステム内においても保管することができる。

3 センターは、番号法上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）の写しやセンターが行政機関等に提出する法定調書の控えや当該法定調書を作成するうえで事業者が受領する個人番号が記載された申告書等を特定個人情報として保管するものとする。これらの書類については、関連する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間保存することができる。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第32条 センターは、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。

第7章 特定個人情報の開示、訂正等、利用停止等

(特定個人情報の開示)

第33条 センターは、本人から当該本人に係る保有個人データについて開示を求められた場合は、次条に規定する手続き及び方法により、遅滞なく、本人であることを確認した上で、開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

2 センターは、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を不開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由を説明することとする。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) センターの業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

(保有個人データの開示請求処理手順)

第34条 前条に基づき本人又はその代理人(未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人、又は本人が委任した任意代理人をいう。以下同じ。)から当該本人に係る保有個人データについて開示請求を受けた場合は、次の手順によることとする。

(1) 受付時の確認

ア 書面(請求者の氏名・住所・電話番号、請求年月日、請求に係る個人情報の内容が記載されているもの)による請求であること。

イ 代理人による請求の場合は、委任状を提出すること。

ウ 郵送による場合は、事務取扱責任者が適宜判断する。

(2) 開示の可否の決定

事務取扱担当者は、次に定める点について、各々検討の上、開示の可否を決定する。

ア 請求された個人情報が物理的に存在するか否か。

イ アに相当するものが、「保有個人データ」に該当するか否か。

ウ 前条第2項各号に定める不開示事由に該当するか否か。

(3) 不開示の場合の対応

ア 前号に基づき保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときはその旨を通知し、その理由についても説明することとする。

(4) 請求者に対する通知

ア 開示請求に対する回答(不開示の場合も含む)は書面にて、遅滞なく郵送又はこれに代わる方法により通知する。

(保有個人データの訂正等)

第35条 センターは保有個人データの内容が事実でないことを理由に本人から訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を求められた場合は、必要な調査を行い、その結果に基づき、遅滞なくこれを処理することとする。この処理により訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定したときは、本人に対し、遅滞なくその旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知するものとする。なお、訂正等を行わない場合又は当該本人の求めと異なる措置をとる場合は、その理由を説明することとする。

(保有個人データの訂正等処理手順)

第36条 前条に基づき、特定個人情報に係る保有個人データが事実でないとして、訂正等を求められた場合は、次の手順によることとする。

(1) 当該請求者に対し、訂正等すべき内容が事実である旨を証明できる資料の提出を求める。

(2) 事務取扱責任者は、提出された資料に基づき、遅滞なく必要な調査を行い、訂正等を行うかどうか検討する。

(3) 検討した結果については、遅滞なく当該請求者に対して書面にて、郵送又はこれに

代わる方法により通知する。また、訂正等の措置をとらない場合は、その理由についても説明することとする。

- 2 特定個人情報に係る保有個人データの訂正等は、事務取扱担当者がその作業を行い、事務取扱責任者が作業結果を確認するとともに、更新事由、訂正等の申請者、訂正等の日付、事務取扱担当者及び訂正等の内容を記録し1年間保管する。

(保有個人データの利用停止等)

第 37 条 センターは、本人から、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）を求められた場合であって、関係法令に違反していると認められる場合は、必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その理由を説明することとする。

(開示等を求める手続及び手数料)

第 38 条 センターは、特定個人情報に関して、個人情報保護法第 29 条第 1 項の開示等の求めについての手続をホームページ等に掲載する。

- 2 開示等の求めをする者が本人又は代理人であることの確認は、十分かつ適切な方法によって行うものとする。
- 3 個人情報保護法第 30 条により手数料を徴収することができる。

第 8 章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第 39 条 センターは第 4 条に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報を収集又は保管し続けるものとし、廃棄又は削除については次のとおりとする。

- (1) 書類等について所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものについては、これらの書類等に記載された特定個人情報は、その期間保管するものとし、定められている保存期間を経過した場合には、特定個人情報をできるだけ速やかに廃棄又は削除するものとする。
- (2) 所管法令によって保存が義務付けられていない書類については、センターが定める保存期間を経過した場合は、速やかに廃棄又は削除するものとする。

第 9 章 特定個人情報の委託の取扱い

(委託)

第 40 条 センターは、個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部を委託することができる。なお、委託先における安全管理措置については、別に定める。

第 10 章 その他

(委任)

第 41 条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成 28 年 1 月 22 日から施行し、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。